

## 「感染拡大に伴う学校の感染防止対策について」(令和3年1月8日時点)

## 1 登校前・登下校時

- 毎朝、登校前に検温や健康観察を行い、「健康管理チェック表」等に記入して学校に提出してください。
- 登下校時は、お子様へのマスク着用のご指導と時差登校・下校へのご協力をお願いします。
- 家族が濃厚接触者に指定された場合や、児童生徒や家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させてください。その際、学校への連絡を確実に行ってください。
- 登校後は、手洗い等を行った上で教室に入り、再度検温を行います。

## 2 学校生活

- 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
- 教室では、防寒対策を行いながら、換気を徹底します。  
※ 適宜、防寒着・膝掛け等を使用するとともに、使用可能な学校は、暖房の使用も可とします。
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- 近距離で大声を出したり接触したりする活動等、感染リスクの高い学習活動は行いません。※ 以下参照

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

※ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2020.12.3) より

- 集会等、一度に大人数が集まって密集する行事や活動は、原則として延期または中止します。
- トイレ休憩等については、動線を示す・私語を慎むなどの指導を行い、混雑したり廊下で滞留したりしないようにします。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行います。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への喚起・指導を徹底します。

### 3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

### 4 部活動

- 当面の間、活動は中止します。

### 5 出席停止

- 児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従ってください。また、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算して、2週間の出席停止となります。
- 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合や、**家族が濃厚接触者に指定された場合には、自宅で休養する**場合は、出席停止の扱いとなります。